

■ベトナム：商工省が電力自由市場の基本案を作成

商工省（MOIT）は2011年11月16日、電力自由市場（CEM：Competitive Energy Market）の基本案を作成したと発表した。同案では、3万kW以上の発電所は全てCEM（卸電力市場：2022年から本格的な運用を開始）での取引が義務化されているが、BOT（建設・運営・譲渡）方式で建設された発電所（国営電力グループであるEVNと電力売買契約（PPA）を結んでいる発電所）と再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱発電所など）、工業団地の発電所（電力の一部を送電網に供給する発電所を含む）は除外されている。なお、CEMで1時間ごとに電力の取引を行うことが規定されている。3万kWの発電所を保有する発電事業者は、CEMで電力取引を行い、EVNに売電することになるが、IPPの場合、すでにEVNとPPAを結んでいる発電所が殆どである。